平成２５年（フ）第１００６号
大阪市旭区太子橋１丁目22番９号　リバーサイド妙204号
債務者　藤原　忠司
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４４号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目８番８号
債務者　青木　美保
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４０号
大阪市西淀川区野里２丁目８番20号
債務者　逢坂　朝江
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５５号
大阪府豊中市熊野町４丁目20―23　プロスエイト103、住民票上の住所大阪市淀川区西宮原２丁目７番45―305号
債務者　小島　易子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７号
静岡市駿河区小鹿２丁目31番10―10Ａ号
債務者　大田　秀基
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２号
北海道帯広市南町東３条６丁目１番地16　南町マンション２号３号室
債務者　北山　勝彦
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目９番29号、住民票上の住所沖縄県国頭郡東村字有銘410番地
債務者　比嘉　初子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５７７号
山梨県笛吹市境川町小山485番地
破産者　株式会社東八運輸
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
札幌市西区西野１条２丁目６番１―101号
破産者　株式会社みちのくサインシステム
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３３号
札幌市西区西町北11丁目２番８号
破産者　丸忠日興建設株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
秋田県横手市十文字町佐賀会字中川原113番地の１
破産者　株式会社十文字自動車学校
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３９０号
群馬県伊勢崎市連取町1233番地の７　101号室
破産者　有限会社エトワール
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９１号
群馬県伊勢崎市韮塚町1290番地11
破産者　村尾　　豊
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６９号
千葉県船橋市高野台２丁目５番10号
破産者　有限会社匠
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７０号
千葉県船橋市高野台２丁目２番33号
破産者　赤間　春雄
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３００号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番４棟305号
破産者　根本とり子
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８号
千葉県館山市長須賀191番地
破産者　有限会社開進商事
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３９号
千葉県館山市長須賀191番地
破産者　角田　悦男
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部